**様式第７号**（第35条第４項関係）

年　月　日

都道府県知事　殿

（仮認定特定非営利活動法人の名称）
代表者氏名　　印
主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第２項の
合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第63条第２項の合併の認定を受けたので、法第63条第５項において準用する法第62条において準用する法第49条第４項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

1　合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
2　合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
3　合併当初の財産目録
4　社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
5　役員名簿
6　定款
7　合併の認証に関する書類の写し
8　合併の登記に関する書類の写し
9　法第63条第５項において準用する法第62条において準用する法第45条第１項第２号から第９号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
10　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
11　合併の認定に関する書類の写し

（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
2　１から６までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。
3　９及び10の書類については、法第63条第５項において準用する法第58条第２項において準用する法第44条第２項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
4　所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

# 省　令

## ○財務省令第六十七号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十二条第一項第七号の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十四日　財務大臣　安住　淳

### 所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第三項第四号中「第四十一条の十八の三（認定特定非営利活動法人」を「第四十一条の十八の二第一項（認定特定非営利活動法人等」に、「同条」を「同項」に、「認定特定非営利活動法人等の」を「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項（定義）」を「同項」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

## ○財務省令第六十八号

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十三条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十四日　財務大臣　安住　淳

### 法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の四第五号中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）」を「同条第三項」に改める。

第二十七条の十四中「又は租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

**附　則**

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　改正後の法人税法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十二条の四（第五号に係る部分に限る。）（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）の規定は、法人のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る新規則の規定の適用については、新規則第二十二条の四第五号中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「認定特定非営利活動法人及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人」とする。

## ○財務省令第六十九号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）及び特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第三項、同法第六十六条の十一の二第二項の規定により読み替えて適用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十七条、租税特別措置法第六十八条の九第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第八十一条の六及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)及び(ii)の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十四日　財務大臣　安住　淳